



## ～所得税・贈与税の年内で出来ること～



今回は所得税・贈与税の申告に関して年内にできる確定申告対策をいくつかご紹介いたしますのでご活用ください。

### 【経営セーフティ共済・小規模企業共済】

#### ① 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

経営セーフティ共済は、取引先の倒産に備えて積み立てをしておく制度です。

掛金は毎月 5 千円～20 万円で、**掛金の金額(年間 240 万円、掛金総額 800 万円が限度)**が事業の必要経費となります。  
※不動産賃貸業のみの個人事業者は加入できません。

#### ② 小規模企業共済

小規模企業共済は、個人事業者や中小企業の経営者を対象に、退職金としてあらかじめ生活資金等を積み立てておくための共済制度です。

掛金は毎月 1 千円～7 万円で、**掛金の全額(年間 84 万円が限度)**が所得控除の対象となります。

### 【ふるさと納税】

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄付が出来る制度です。寄付をすることで、地域貢献につながるだけでなく、地域の特産品がお礼の品としてもらえます。

また手続きをすると、**寄付金額に応じて所得税や住民税の還付・控除**が受けられます。

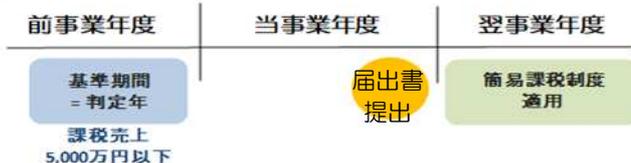
### 【少額の事業用備品】

取得価額 30 万円未満の事業用の備品は、年間合計 300 万円まで全額経費算入可能です。(青色申告者のみ)

購入予定がある場合は **12 月 31 日**までに購入し、事業供用をしましょう

### 【消費税の簡易課税制度の適用の選択】

翌期から簡易課税制度を選択する場合には、年内に届出書の提出が必要です。※経過措置により、一定の中小事業者は届出書を提出した課税期間から適用が可能です。



### 【暦年贈与】

贈与税は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に財産をもらった人にかかる税金です。

#### 贈与税の計算方法

$$\left[ \begin{array}{l} 1 \text{ 年間にもらった} \\ \text{財産の合計額} \end{array} - 110 \text{ 万円} \right] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

令和 3 年中にもらった金額の合計が 110 万円を超える場合、  
令和 4 年 2/1～3/15 に贈与税の申告と納付が必要です。

### 贈与する場合のポイント

- ◆ 暦年贈与をする場合、毎年、**少額の財産を多くの家族に分散するよう長期的に行う**と効果的です。
- ◆ 土地・建物や株式などの「物」を贈与する場合
  - ① 必ず**名義の書き換え**を行いましょ。
  - ② **贈与契約書**を作成しましょ。
- ◆ 現預金を贈与する場合は、以下を参考にして、贈与があったことの証拠を残しておきましょう。

- ① もらった人の普段使いの口座に振り込む
- ② 贈与契約書を作成する
- ③ 110 万円超の贈与を行い、贈与税の申告・納税をする

### 【配偶者贈与】

長く連れ添った配偶者に対して、自宅又は自宅を取得するための金銭の贈与をする場合は、2,000 万円の特別控除があります。下記非課税枠内であれば無税で贈与することができます。

#### 配偶者贈与の非課税枠

$$2,000 \text{ 万円} + 110 \text{ 万円} = 2,110 \text{ 万円}$$

暦年贈与の基礎控除

#### 配偶者贈与の適用要件

- ① 婚姻期間 **20 年以上**の夫婦であること
- ② **自宅又は自宅購入資金**の贈与であること
- ③ 贈与年の翌年 **3/15 まで**に居住し、その後居住を続けること
- ④ 今までに**配偶者贈与**を行っていないこと

内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:大賀)